

(19)日本国特許庁 ( J P )

(12) 特 許 公 報 ( B 2 )

(11)特許番号

第2646075号

(45)発行日 平成9年(1997)8月25日

(24)登録日 平成9年(1997)5月9日

(51)Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
H 0 4 M 1/11			H 0 4 M 1/11	Z

請求項の数1 (全 3 頁)

(21)出願番号	特願平7-192633	(73)特許権者	390022482 株式会社エムアンドケイ・ヨコヤ 東京都台東区浅草橋2-1-9
(22)出願日	平成7年(1995)7月6日	(72)発明者	横谷 晶明 東京都台東区浅草橋2丁目1番9号 株 式会社エムアンドケイ・ヨコヤ内
(65)公開番号	特開平9-23258	(74)代理人	弁理士 橋高 郁文
(43)公開日	平成9年(1997)1月21日	審査官	川岸 健

(54)【発明の名称】 携帯電話等の保持具

1

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】基板の前面に保持機構を取付け、基板と保持機構との間に係止板の嵌挿溝を形成した保持具と、所定幅の金属板をU字状に二つ折りし、前面に位置する金属板を携帯電話機の収納ケースの取付け板とし、裏面側に位置する金属板を保持具に対する嵌挿板とした係止板との組合せからなり、嵌挿板の側面には保持具に内装した保持機構が着脱自在に嵌合係止する係止用凹部を形成してなる携帯電話等の保持具。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は携帯電話機等を携帯する場合に使用するものであり、特に使用者の腰ベルトに係止した保持具に対して簡単に着脱できる保持具に関する。

2

【0002】

【従来技術】携帯電話機を携帯する場合、鞆の中等に収容して携帯するのが一般であるが、電話を使用する際に鞆の中から逐一電話機を取り出して使用しなければならないため使用手段が煩雑であり使用者に好まれていない。また携帯電話は常に鞆等に収容して携帯できるわけではなく、場合によっては使用者の腰などに取付けて必要に応じて腰から外して通話を行うことが行われている。

10 【0003】このような問題に対応する手段として、電話機の外形に適合するようコンパクトに形成した収納ケースに携帯電話機を収容し、この収納ケースの背面に取付けたベルト挿通部に使用者の腰ベルトを挿通させて簡単に携帯できるよう構成したものが開発された。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、これら公知のものは保持具の構造が煩雑なものであり、使用者が簡単に腰ベルトに着脱できる構造とはなっていない欠点があるほか、腰ベルトに取付けた保持具に対して携帯電話機が縦長に取付けられるため、例えば電話機を腰ベルトに係止した状態で自動車の座席や平坦な場所に座った場合、縦長の電話機の下端部が座席に触れて上方に持ち上げられるようになって使用者の邪魔になり、また、座感を損なう欠点のあることが指摘されていた。

【0005】

【発明の目的】本発明はこれらの問題に対応しようとするものであり、腰ベルトに装着する保持具に対して携帯電話を横方向に係止することで、使用者が自動車座席や平坦な場所に腰掛けた場合に、携帯電話を保持したままで違和感を伴うことなく使用できるよう構成した携帯電話の保持具を提供せんとするものである。

【0006】

【発明の要点】本発明は、基板の前面に保持機構を取付け、基板と保持機構との間に係止板の嵌挿溝を形成した保持具と、所定幅の金属板をU字状に二つ折りし、前面に位置する金属板を携帯電話機の収納ケースの取付け板とし、裏面側に位置する金属板を保持具に対する嵌挿板とした係止板との組合せからなり、嵌挿板の側面には保持具に内装した保持機構が着脱自在に嵌合係止する係止用凹部を形成してなる携帯電話等の保持具を発明の要点としている。

【0007】

【実施例】以下本発明の実施例を図面を参照して説明する。

【0008】本発明に係る携帯電話等の保持具は、保持具1、保持具1に着脱自在に嵌合形成する係止板2によって構成している。

【0009】保持具1は基板11の前面に係止板2の挿通溝12が形成できるよう平面コ字状に形成した保持機構13が取付けられており、また基板11の裏面には腰ベルトを挿通させるためのコ字状ループ14が一体的に取付けられている。

【0010】基板11の前面に取付ける保持機構13は、外部に露出させた操作摘み15を押圧することにより内部に装着された係止機構（図示しない）が前後動するよう構成されており、係止機構（図示しない）の先端部に形成した係止部が係止板2の側面に形成した係止用凹部23に係脱自在に係合して携帯電話機が保持具から離脱するの

を規制している。

【0011】係止板2は、図1例示のように、所定の幅をもつた金属薄板を側面形状がU字状を呈するよう二つ折りして形成するものであり、表側に位置する金属板を携帯電話機の収納ケース3の取付け部21となし、裏側に位置する金属板を保持具1の挿通溝12に対する嵌合板22としている。

【0012】前記したとおり嵌合板22の両側にはU字状の係止用凹部23、23が切欠形成されており、保持具1に嵌合させた時に保持具1に内装した保持機構13と係合して電話機が濫に離脱することを防止している。

【0013】

【発明の効果】本発明は上記のように携帯電話の保持具を、保持具1とこの保持具1に着脱自在に嵌合する係止板2の組合せとするとともに、U字状に形成した係止板2の裏側の嵌合板22の側面に係止用凹部23を切欠形成し、この係止用凹部23を保持具1に内装した保持機構13によって係止するよう構成したので携帯電話機を使用しない時は電話機の収納ケースの背面に取付けた係止板2の嵌合板22を保持具1に形成した挿通溝12に嵌挿させるだけで極めて簡単に携帯を行うことができ、また、携帯後の電話機は、係止板2の嵌合板22側面に形成した係止用凹部23に係止機構（図示しない）が自動的に嵌合係止して簡単に携帯することができる優れた利点がある。

【0014】また、保持具1に嵌合係止した係止板2は、保持具1に内装した保持機構13を操作するだけで簡単に取り外すことができる操作の利便性を有している。

【図面の簡単な説明】

【図1】 保持具の分解斜視図

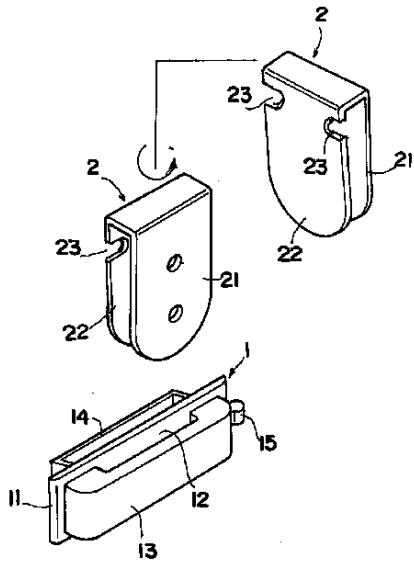
【図2】 使用状態を示す正面図

【図3】 使用時における背面図

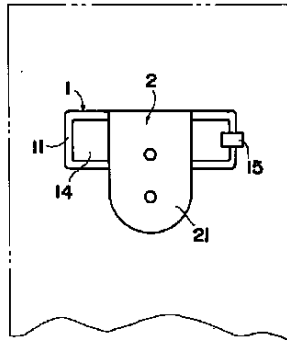
【符号の説明】

- 1 保持具
- 11 基板
- 12 挿通溝
- 13 保持機構
- 14 コ字状ループ
- 15 操作摘み
- 2 係止板
- 21 取付け部
- 22 嵌合板
- 23 係止用凹部

【図1】



【図2】



【図3】

